

要望等内容	回答
<p>① はじめに 町内会は、防災・環境美化・見守り活動・親睦行事などを通じて、地域の日常生活を支える重要な組織です。大磯町においても、多くの世帯が町内会に加入し、地域の支え合いの基盤として機能してきました。一方で近年、町内会運営をめぐる、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員のなり手不足 ・ 役職や行事負担の増大 ・ 町内会活動と宗教行事の関係が分かりにくい <p>といった声が聞かれるようになっていきます。</p> <p>これらは町内会を将来にわたり持続可能なものとするため、丁寧に向き合うべき共通の課題であると考えます。</p> <p>② 現在の課題 — 町内会と宗教行事の重なり 町内会長や役員の業務には、広報、会計、地域行事への対応などが含まれますが、その中に神社祭礼や宗教的性格を持つ行事への関与が含まれている場合があります。これらは地域の伝統行事として大切な側面を持つ一方、宗教的意味合いを含むため、自治会活動との区別が分かりにくいという課題を内包しています。</p> <p>大磯町の地域史資料を見ると、町内会組織と神社祭礼、氏子組織が長年にわたり一体的に運営されてきた経緯が確認できます。町内全役員と神社関係の役割が連続的に担われてきたことも、地域社会の中では自然な流れとして受け止められてきました。</p> <p>しかし現在では世帯構成や働き方、宗教との距離感が多様化し、かつて共有されていた前提が必ずしも成り立たなくなっています。その結果、歴史的に形成された運営形態が、意図せず負担感や誤解を生む要因となりつつあります。</p> <p>これは誰かの責任ではなく、時代の変化に応じた整理が求められている状況であるといえるでしょう。</p> <p>③ 近隣自治体における「自治会ハンドブック」の整備 大磯町の近隣自治体(寒川町、平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、秦野市など)では自治会・町内会運営に関するハンドブックを作成・公表し、住</p>	<p>日頃より、町政に御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>まちのこえに投書いただいた「町内会と宗教行事の関係についての整理—大磯町における現状と課題」につきまして以下のとおり回答いたします。</p> <p>自治会・町内会は、地域に住む住民の皆様により結成された任意の団体であり、規約や慣習などにより自主的に組織・運営されています。</p> <p>また、自治会・町内会と宗教行事は、各地区それぞれの歴史や文化があり、行事の在り方も地域の実情に応じて行われていると認識しています。</p> <p>そのため、町が町内会と宗教行事の関係について住民が共通理解を持てる資料の作成・公表を検討することについては、他の自治会連合会でも事例がございますが、町が整備するのではなく、各自治会・町内会の代表で構成される大磯町区長連絡協議会が主体となって検討することが望ましいと考えています。</p> <p>今回いただいた御意見につきましては、大磯町区長連絡協議会へ情報提供させていただきます。</p> <p>貴重な御意見ありがとうございました。</p> <p>※本件に関する主管課は、次のとおりです。</p> <p>町民課 町民協働係（内線 236、270）</p>

民の共通理解を促す取り組みが進められています。

中でも注目されるのが、秦野市自治会連合会が作成した「自治会ハンドブック令和6年度改訂版」です。同ハンドブックは秦野市くらし安心都市民活動支援課が事務局として作成に協力し、市公式ホームページで公表されています。

以下は同ハンドブック 30～31 ページの全文引用です。

自治会行事と宗教について

Q自治会行事と神社の祭り等との関係について、どのように対応したらよいでしょうか。

A自治会そのものが特定の宗教活動をするのは、互いの信教の自由を認めている状況の下では不相当と考えられ、地域の神社の維持管理・修理の費用の寄付・宗教行事への参加・役当番を自治会組織を通して割り当てることは各個人の自由であるべき信教の自由を侵す恐れがあります。

そのため、自治会が組織として宗教行事を行うことは慎しみ、神社の維持管理・修理等の費用の寄付や宗教行事への参加・役当番は該当神社の氏子集団が主催し、それへの自由な協力を得て行うべきであり、宗教への問題意識をもって対処することが大切です。

秦野市の事例は自治会と宗教行事を明確に区別し、自治会としての対応を具体的に示している点で、大磯町にとって最初に参照すべきモデルといえます。

④ 全国の整理例 — ひたちなか市・福井市・新潟市中央区

同様の整理は全国にも見られます。ひたちなか市の「自治会ガイドブック令和7年度版」17ページには、次のように記されています。

自治会が特定の宗教活動をするのは好ましいものではありません。

(中略)

また、自治会会計から神社の祭礼に寄付をしたり、祭礼の会計が自治会会計の中に組み込まれていたりすることは自治会行事と宗教行事とを混同することになり、好ましいことではありません。

福井市の「自治会ガイドブック」にも、ほぼ同様の整理が示されています。

また、新潟市中央区の「自治会・町内会ハンドブック1」(平成28年度作成)14ページでは後述する判例に言及し、自治会と宗教行事の関係を考える際の重要な参考事例として紹介しています。

⑤ 判例の整理—佐賀県鳥栖市自治会事件と憲法第20条

新潟市の自治会・町内会ハンドブックが判例に言及している背景には

自治会活動と宗教、会費負担の関係が、実際に司法の場で争われた事例が存在するという現実があります。その代表例が、いわゆる佐賀県鳥栖市自治会事件です。

この事件では、自治会費の中に神社の宗教関係費を含めて一括して徴収することが、住民の信教の自由を侵害するかどうか争われました。

佐賀地方裁判所 2002 年 4 月 12 日判決(確定)は、次の点を明確に示しています。

- ・自治会は形式上は任意団体であるものの、地域における排他的性格や、加入・脱退の事実上の困難性を踏まえると、「強制加入団体に準ずる高度の公共性」を有する場合があること
- ・神社神道は宗教であり、神社は宗教団体であること
- ・自治会費に宗教関係費を含めて徴収することは、当該宗教を信仰しない住民に対し、事実上、宗教的行為への参加や経済的支援を強制する結果となり得ること
- ・そのような徴収方法は憲法第 20 条(信教の自由)に反し、あわせて地方自治法第 260 条の 2 の趣旨、さらに民法第 1 条および第 90 条に照らしても、違法と評価されること

この判決が特に重要なのは、問題の核心を住民一人ひとりの「信教の自由の侵害」として捉えている点にあります。すなわち、自治会という生活に密着した組織が、「強制加入団体に準ずる高度の公共性」を帯びる場合には宗教的中立性と参加・負担の任意性について、より厳格な配慮が求められることを、司法の立場から明確に示したものとと言えます。

このような判例の存在があるからこそ、秦野市をはじめとする自治体のハンドブックでは、自治会活動と宗教行事、会計処理の在り方について、慎重かつ具体的な整理が行われているのです。

⑥ 和解による現実的整理 — 2023 年 3 月京都市・時代祭

近年、京都市では時代祭をめぐる自治会費支出について 2022 年 8 月 22 日に京都地裁へ提訴され、2023 年 3 月頃に和解が成立しました。和解後は自治会会計と祭礼会計を分離し、参加や費用負担を任意とする運営に改められています。

この事例は対立ではなく合意形成によって運営を改善する道があることを示しています。これは、伝統行事を否定するものではなく、その担い方を現代の価値観に即して調整した事例といえます。

⑦ 結び — 大磯町への要望

以上の事例から、次の点が明らかになります。

- ・町内会は住民のための任意団体であり、宗教行事への関与には慎重な

配慮が必要であること

- ・多くの自治体で、自治会と宗教行事を整理したハンドブックが活用されていること
- ・判例および和解事例は、会計や参加の在り方を見直す現実的根拠となること

そのうえで、私たちは大磯町に対し、秦野市のような事例も参考にしつつ、町内会と宗教行事の関係について、住民が共通理解を持てる資料の作成・公表を検討いただきたい。それは町内会と宗教行事の関係を明確にし、多様な住民が安心して地域活動に参加できる環境を整える有効な手段であると考えます。

参考(出典例)

- ・秦野市自治会連合会「自治会ハンドブック令和6年度改訂版」30～31ページ
- ・ひたちなか市自治会連合会「自治会ガイドブック令和7年度版」17ページ
- ・福井市自治会連合会・福井市地域振興課「自治会ガイドブック令和8年度版」7ページ
- ・新潟市中央区「自治会・町内会ハンドブック1」平成28年度作成14ページ

まちのこえ受付日：R8.2.3

掲示日：R8.3.26